

苫小牧市の被災者支援制度一覧

(令和5年12月 現在)

項目	該当条件	支援内容	担当課
市税納税の猶予	納税者又は特別徴収義務者が、その財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき。	納付することができないと認められる金額を限度として、申請に基づき、1年以内の期間に限り、その徴収を猶予。	財政部 納税課 直通 32 - 6274
固定資産税及び都市計画税の減免	風水害、火災等により、固定資産が甚大な損害を受けた場合。	固定資産の損害の程度に応じて減免。	財政部 資産税課総務係 直通 84 - 4073
固定資産税及び都市計画税課税標準額の特例	震災、風水害、火災その他の災害により、住宅が消失あるいは解体して更地になった住宅用地を継続して所有しており、今後も住宅用地として利用する予定だが、やむを得ない事情により翌年も更地だった場合。	住宅用地等に対する課税標準額の特例を2年間継続。(長期にわたる避難指示が行われた場合には、避難等解除後3年間)	財政部 資産税課土地係 直通 32 - 6267
個人市民税	震災、風水害、火災その他の災害により、個人市民税の納付が困難であると認められる場合。	減免申請のあった年度の個人市民税のうち、災害のあった日以後に納期となる税額を免除。	財政部 市民税課市民税係 直通 32 - 6253
軽自動車税	震災、風水害、火災その他の災害により、軽自動車税の納付が困難であると認められる場合。	災害のあった年度の税額を免除。ただし、納期限後に災害があった場合は、翌年度の税額を免除。	財政部 市民税課税制係 直通 32 - 6244
国民健康保険税の減免	火災、風水害、震災等の災害により納税義務者又はその世帯に属する被保険者の所有に係る家屋等に20%以上の部分が使用不能となる程度の被害が生じたとき。 ただし、当該世帯の生計維持に支障がないと認めるときはこの限りではない。	【前年世帯総所得金額】 ・300万円以下 10割減免 ・300万円超450万円以下 8割減免 ・450万円超 6割減免 ただし被害の生じた日から1年内の納期限未到期分を減免。	市民生活部 保険年金課総務係 直通 32 - 6418

項目	該当条件	支援内容	担当課
国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により身体に著しい障害を生じ、又は資産に重大な損害を受けたとき、一部負担金の支払いが困難であると認められた場合。	生活保護基準額の 120.5%の額と実収月額とを比較して、医療費に充当できる額を算出し、その割合に応じて一部負担金の減免又は徴収猶予。 <ul style="list-style-type: none"> ・割合が 80%を超えた場合 免除 ・割合が 0%を超え 80%以下の場合 減額 ・後から支払える見込がある場合 徴収猶予 	市民生活部 保険年金課給付係 直通 32 - 6425
介護保険料の免除	第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合。	住宅、家財又はその他の財産の価格の 10 分の 2 以上の被害が生じた場合に、第 1 号被保険者の保険料を全額免除。 ただし、当該世帯の生計維持に支障がないと認めるときは、この限りではない。	市民生活部 保険年金課総務係 直通 32 - 6414
介護サービス費の免除	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合。	住宅、家財又はその他の財産の価格の 10 分の 2 以上の被害が生じた場合に、介護給付割合を 100 分の 100 とする。ただし、当該世帯の生計維持に支障がないと認めるときはこの限りではない。	福祉部 介護福祉課総務係 直通 32 - 6340
災害弔慰金等の支給	震災、風水害、その他これに類する自然現象による災害により死亡、負傷又は家財に被害を受けた場合。	【災害弔慰金の支給】 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡 世帯主：500 万円 その他：250 万円 【災害障害見舞金の支給】 <ul style="list-style-type: none"> ・障害が残った場合 世帯主：250 万円 その他：125 万円 【災害援護資金の貸付金の限度額】 <ul style="list-style-type: none"> ・住居の全壊 350 万円 ・住居の半壊 270 万円 等 	福祉部 総合福祉課 直通 32 - 6354

項目	該当条件	支援内容	担当課
日本赤十字社に係る 救援物資	火災や風水害等の災害により被害を受けた場合。	災害救助物資の供給 ※毛布、日用品（つめきり、タオル、歯ブラシ等）	福祉部 総合福祉課 直通 32 - 6354
災害等援護に係る 見舞金	火災、風水害の災害により死亡、負傷又は家財（家具・家庭用具等）に被害を受けた場合。	・物損見舞金 世帯主：2万円 配偶者：1万円 同居親族1人につき5千円 等 ・人身見舞金 最大2万円/1人 ・物資援護 布団支給・貸与	苫小牧市社会福祉協議会 32 - 7111
生活困窮者への 支援	災害等により生活や仕事に不安や心配が生じている場合。	困窮した世帯に対する、生活上の課題解決のための相談、支援を行う。	福祉部 総合福祉課 直通 32 - 6189
苫小牧市共同募金 委員会	火災、風水害等の災害により死亡又は家屋に被害を受けた場合。	【人的被害】 ・死亡 1人につき2万円 2人以上については1人につき1万円 【住居被害】 ・住居の全壊（全焼・流失） 2万円 ・住居の半壊（半焼・床上浸水） 1万円 ※人的被害と住居被害の併給はできません	苫小牧市社会福祉協議会 32 - 7111
後期高齢者医療保険 料の減免	被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。	【損害の程度が 5/10 以上】 前年の被保険者と世帯主の合計所得金額 ・500万円以下 免除 ・500万円超 750万円以下 1/2 減額 ・750万円超 1,000万円以下 1/4 減額 【損害の程度が 2/10 以上 5/10 未満】 前年の被保険者と世帯主の合計所得金額 ・500万円以下 1/2 減額 ・500万円超 750万円以下 1/4 減額	【申請について】 市民生活部 保険年金課総務係 直通 32 - 6414 【制度について】 北海道後期高齢者医療 広域連合資格管理班 011 - 290 - 5601

		・ 750 万円超 1,000 万円以下 1/8 減額	
--	--	-----------------------------	--

項目	該当条件	支援内容	担当課
後期高齢者医療一部負担金の減免及び徴収猶予	過去1年以内に被保険者又はその属する世帯の世帯主が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受け、かつ、一時的・臨時的に著しく一部負担金の支払が困難となると認められるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害の程度が 5/10 以上 免除 ・ 損害の程度が 2/10 以上 5/10 未満 1/2 減額 	<p>【申請について】</p> 市民生活部 保険年金課総務係 直通 32 - 6414
保育所保育料の減免	火災、風水害その他の災害により、世帯の住居、家財等に著しい損害を受けた場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産の価格の損失割合が 100%のとき 全額免除 ・ 資産の価格の損失割合が 50%以上のとき 1/2 減額 	健康こども部 こども育成課 幼児保育係 直通 32 - 6378
市営住宅への入居	災害による住宅の滅失。	公募によらず入居できる。	都市建設部 住宅課管理係 直通 32 - 6316
敷金及び家賃の減免又は徴収猶予	入居決定者が災害により著しい損害を受けたとき。	入居決定者からの申し出により、敷金及び家賃の減免、又は徴収猶予ができる場合がある。	都市建設部 住宅課管理係 直通 32 - 6316
普通財産貸付使用料の減免	地震、火災、水害等の災害により、普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供することが困難であると認められるとき。	無償又は時価よりも低い価額で貸付ける。	財政部 管財課管財担当 直通 32 - 6225

埋立焼却処分手数料の免除	火災や自然災害（地震、津波、噴火等）により、廃棄物が生じたとき。対象は一般家庭とし、事業系は除く。	埋立焼却処分手数料を免除。 （一部受入基準に適合しない廃棄物等を除く）	環境衛生部 ゼロごみ推進室 ゼロごみ推進課 直通 55 - 4266
--------------	---	--	---

項目	該当条件	支援内容	担当課
建築関係申請手数料の減免	市長は、公益上必要があると認めるとき又は災害その他特別な理由があると認めるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物確認申請（建築設備及び工作物を含む） 手数料の全部又は一部を免除 ・ 建築物完了検査（建築設備及び工作物を含む） 手数料の全部又は一部を免除 ・ 仮設建築物建築許可申請 手数料の全部又は一部を免除 	<p>【確認申請・完了検査について】</p> 都市建設部 建築指導課建築確認係 直通 32 - 6522
			<p>【仮設建築物の許可について】</p> 都市建設部 建築指導課指導係 直通 32 - 6527